論説

第63回 IFA 総会

-総会の主なテーマのポイントとセミナーE・Iのテーマを巡る議論-

税務大学校研究部教授

松田直樹

♦ SUMMARY ♦

平成 21 年 8 月 31 日(月)から 9 月 3 日(木)にかけて、カナダのバンクーバーで第 63 回 IFA(国際租税協会)年次総会が開催され、本総会に税務大学校から松田教授、伴教授の 2 名が参加した。

本稿は、本総会に出席した筆者が、聴講した議題・セミナーに係るレクチャー・ディスカ ッションについての議論のポイント等を報告するとともに、必要に応じて若干の補足的・追 加的な論考を行ったものである。

(税大ジャーナル編集部)

	目次
Ι	総会の議題とセミナー
Π	聴講した議題・セミナーのポイント
Ш	セミナーEのテーマ(「一時的滞在者に対する特別措置」)の論点等127
1	一時的滞在者に対する特別措置の具体例と得失127
2	2 欧州における一時的滞在者に対する特別措置の位置づけ
3	3 一時的滞在者に対する特別措置と条約特典との関係129
IV	セミナーIのテーマ(「底辺への競争—可動性の高い活動への課税」)の論点等130
1	4 租税競争と OECD のスタンス130
2	2 EUにおける動き
3	3 米国における動き

I 総会の議題とセミナー

採り上げられたテーマは下表の通り。筆者は、 下表の網掛けをした議題・セミナーに係るレ 第63回 IFA 年次総会の議題とセミナーで クチャー・ディスカッションを聴講した。

		午前		午後
8月31	議題 I : PE について		イ	セミナーA: 代替 PE ルール
日(月)				セミナーB:付加価値税における PE 概念
9月1日	議題Ⅱ:国際課税における外国為替		イ	セミナーC:CFC ルールの下で生じる外国為替
(火)	の問題			の問題
				セミナーD:不動産へのポートフォリオ投資に
				対する課税
			ハ	セミナーE:一時的滞在者に対する特別措置
9月2日	セミナー F : IFA/OECD、7 条(事業		イ	セミナーG : IFA/EU、源泉徴収税の終焉
(水)	利益)を巡る議論			セミナーH:最近の国際租税政策
			ハ	セミナーI:底辺への競争-可能性の高い活動
				への課税
9月3日	イ	セミナー J:国際課税における	イ	セミナーL:国境を跨いだ法人の移動
(木)		最近の進展		
				セミナーM:ソフトウェアーに係る支払に対す
		セミナード:租税分野における		る課税
	国際機関の今後の役割		ハ	セミナーN:タックス・アムネスティー

以下のⅡ(「聴講した議題・セミナーのポイ ント」)では、上記の網掛けをした議題・セミ ナーのポイントを述べる。また、これらの議 題・セミナーの内、特に筆者の興味を引いたテ ーマについては、Ⅲ(「セミナーE のテーマ (「一時的滞在者に対する特別措置」の論点 等)及びIV(「セミナーI のテーマ (「底辺への 競争—可動性の高い活動への課税 | の論点等) において、その論点等を示すこととする。勿 論、本稿で示すセミナーE及びIのテーマの 論点等は、基本的には、これらのセミナーに おけるパネリストの説明や議論に則ったもの であるが、本稿の構成・纏まりや紙面スペース 等との関係上、筆者が脚色した部分や関連事 項等の説明を組み込んだ部分などもあること に御留意願いたい(1)。

Ⅱ 聴講した議題・セミナーのポイント

議題 I: PE について

→ 19 世紀から 21 世紀にかけて PE の定義 がどのように変化してきたのかを概観した 後、現行の OECD モデル租税条約 5 条が 定める PE の定義がどのようになっている のかについて説明が行われた。現行モデル で定義されている PE についても、その認 定を巡っては少なからず議論が生じ得るこ とが、幾つかのケース・スタディー(① 「地 理的な一貫性|基準の充足如何が問題とな るケース、②代理人 PE の独立性の有無が 問題となるケース及び③フランスのパリ行 政裁判所が 2007 年 2 月 2 日に下した Zimmer Ltd. 事件(no. 05PA02361, BF05/2007)で問題となった PE のリスク が剥ぎ取られているようなケース)などを 通じて確認された。

セミナーB:付加価値税における PE 概念

→ PE や FE (Fixed Establishment)の 概念は付加価値税の分野でも重要なポイン

トとなるものであるが、その統一的な定義 が確立しているわけではない。例えば、欧 州では、欧州司法裁判所が、幾つかの判決 (Gunter Berkholz v. Finanzamt Hamburg 事件判決, Case C-168/84 や ARO Lease BV v. Inspecteur de Belastingdienst Grote Ondernemingen 事 件判決, Case C-190/95)等において FE の 定義を示しており、一貫性と自律性という メルクマールを挙げているが、かかるメル クマールを重視する FE の定義は、EU 加 盟国の法人税法上の定義と必ずしも一致し ていないほか、欧州以外の国々における FE の定義とも微妙に異なっている。この ような差異に起因して付加価値税の国際的 二重課税・二重非課税の問題が生じ得るこ とが、EU、カナダ、豪州及びスイス等を 例にとった幾つかのケース・スタディーを 通じて確認された。

議題Ⅱ:国際課税における外国為替の問題

→ 外国為替損益に係る各国の税務上の取扱 いには差異があることから、国際的な二重 課税や二重非課税などの問題が生じ得る。 このような問題が生じ得る幾つかのケー ス・スタディーが採り上げられ、これらのケ ース・スタディーには、ドイツ法人のイタリ ア支店が被った外国為替損失の税務上の控 除をイタリア政府とドイツ政府のいずれも 認めなかったことがドイツにおいて問題と なった Deutsche Shell GmbH v. Finanzamut 事件を参考にしたものもあっ た。本事件に対して 2008 年 2 月 28 日に欧 州司法裁判所が下した判決(Case C-293/06)は、このような取扱いは EC 条 約に抵触するという趣旨のものであったこ となども踏まえ、外国為替損益の税務上の 取扱いの適正化・明確化に資するような指 針を示すことが必要ではないかという認識 に立った議論が行われた。

セミナーE:一時的滞在者に対する特別措置

→ 少なからぬ国々が一時的滞在者に対する 税務上の優遇措置を手当てしている。これ らの措置は、様々な形態を採っているが、 その得失・是非などを巡っては少なからず 議論がある。例えば、高い技能を有する者 を引き寄せることを主な目的として 2004 年に導入されたスペインの優遇措置(本措 置の対象となっている著名なサッカー選手 に因んでベッカム・レジームとも称されて いる。)のように、かなりの効果を上げてい るものがあるが、これらの優遇措置の大半 は、一定の条件に該当する一時的滞在者に 対して国家が支援を行うものであると解釈 することもできるものであることから、特 に欧州では、これらの優遇措置と国家補助 を禁ずる EC 条約 87 条との関係が問題と なり得るため、この問題が一つの大きな論 点として議論された(論点の詳細につい ては、以下のⅢ参照)。

セミナーF: IFA/0ECD、7 条(事業利益)を巡 る議論

→ 2008 年、OECD は、利益の PE への帰 属についての OECD の考えを反映させた モデル条約7条に関するドラフトを新たに 公表し、2010年には、新たに改訂された7 条が誕生する手順となっている。7条の改 訂の中心となるのは3項であり、本項は、 PE を機能的に別個の事業体とみなすアプ ローチを採用する AOA に立脚する 9 条 (特殊関連企業)2 項との整合性を確保す るという方向で大幅に書き換えられること となる。本セミナーでは、旧7条と新7条 の下での考え方・規定振りの違いがどのよ うな形で表れるのかを確認するため、法人 とその国外 PE との間における費用や利払 いの控除及び投資所得の配分のあり方を問 題とするケース・スタディーが行われた。ま た、OECD での議論において進展が認めら

れたその他の最近の主なテーマとして、組 織再編に係る移転価格の問題や集団的投資 ビークルと租税条約特典との関係等につい ても説明が行われた。

セミナー1:底辺への競争—可能性の高い活動 への課税

→ 近年、納税者の様々な取引等が税負担の 差異に着目した動きを顕著に示すようにな ってきていることから、足の速い活動・所 得に対してどのような課税を行うかは、従 来以上に重要かつ困難な問題となっている。 予てより、OECD は、足の速い所得が自国 の課税ベースの対象外となることを回避す るために行われる底辺への競争が様々な問 題を惹起するとの認識の下、特に、「有害な 和税競争」に該当する措置・レジームにつ いては、その改廃を求める動きを示してき た。かかる動きについては、一部の非協力 な国・地域等の抵抗に合い、必ずしも十分 な成果に繋がらなかった時期もあったが、 最近では、注目すべき進展が認められる。 税情報の透明性を高めるための動きは、近 年、EU や米国でも活発化してきており、 とりわけ、米国では、オバマ政権が、タッ クス・ヘイブンを利用した取引に係る透明 性を高めるのに資する措置を新たに講じる ことの重要性を特に強調している(論点の 詳細については、以下のIV参照)。

セミナーJ:国際課税における最近の進展

→ 経済取引のグローバル化の目覚しい進展 を背景として、最近では、国際投資を促進 する税制を構築する動きが活発化し、租税 競争へと向かう動きにも拍車が掛かってい るところであるが、自国の課税ベースを確 保するという観点から、租税競争に対抗す るための措置や国際的脱税・租税回避に対 抗する措置を強化するという動きも少なか らず見受けられる。前者を代表するのが法 人税率の引下げや可動性の高い所得に対す る税負担の軽減という動きであり、後者を 代表するのが移転価格問題や低税率国を利 用した取引への対抗措置を強化するなどの 動きである。このような双方向の動きに大 きな影響を与えることなったのが UBS 事 件等であり、本事件等を契機として、国際 的租税回避・脱税に対処するための体制整 備は更に進展しようとしている。今後も、 国際投資を促進する税制と税情報の透明性 を促進する税制のあり方を巡る動向は、納 税者と税務当局の双方にとって、益々、目 が離せないものとなるとの議論があった。

セミナーL:国境を跨いだ法人の移動

→ 国境を跨ぐ法人の移動が活発化する中、 どのような対応措置によって自国の課税権 を確保するかという問題は、近年、益々、 多くの国々の税務当局にとって、重要かつ 困難な課題となってきている。対応措置と しては、様々なものが考えられるが、例え ば、コーポレート・インバージョン対策税 制等を既に採用している米国では、一定の 条件の下、管理地基準に基づいてオフショ ア・ファンドなどの外国法人を国内法人と して課税する案を組み込んだタックス・ヘ イブン乱用防止法なども提案されている。 また、欧州では、最近、国境を跨ぐ居住地 の移転を行う個人や法人の一定の資産に対 してみなし譲渡課税を行う出国税(exit tax)を新たに採用する国もある。もっとも、 米国で示されている上記の提案や欧州の幾 らかの国々で採用されている出国税にも問 題がないわけではない。例えば、出国税に ついては、その制度設計のあり方が EC 条 約との関係上一定の制限を受けることが、 欧州司法裁判所が下した Hughes de Lastevrie 事件判決(Case C-9/02)や Cartesio 事件判決(Case C-210/06)等によ って確認されているとの説明があった。

 エ セミナーEのテーマ(「一時的滞在者に対 する特別措置」)の論点等⁽²⁾

1 一時的滞在者に対する特別措置の具体例 と得失

最近、世界を転々とすることによって税の 支払いを免れるという話も耳にするが、確か に、一時的滞在者は、税務執行面での困難性 という理由からだけでなく、税制面において も優遇されている場合が少なくない。一時的 滞在者に対する税制上の優遇措置や特別措置 は、その居住地国で税法上手当てされている ケースと一時的な滞在を行う国の税法におい て手当てされているケースがある。例えば、 我が国の場合も、居住者であっても非永住者 に該当する者については、所得税法 161 条が 定める国内源泉所得及びこれ以外の所得で国 内において支払われ、又は国外から送金され たものが課税対象とされるにとどまることか ら、居住者であっても、非永住者の場合、そ の所得に係る我が国での税負担については、 課税所得の範囲及び適用税率の累進性との関 係から、我が国の非永住者でない居住者が得 る同額の所得に対する税負担よりも低いもの となることが多いと考えられる(3)。

これに対し、居住地国が、国外に一時的に 滞在する居住者に提供する優遇措置の代表例 としては、豪州の所得税法§23AG(Foreign Service Period That Commenced Before 1 July 1987 Or Straddles More Than One Income Year: Determination Of Period Of Foreign Service)が挙げられる。本規定の下 では、豪州の居住者が国外で91日間以上サ ービスを提供して雇用所得を得る場合、かか る所得が国外で課税対象とされている限り、 原則として、国外での滞在日数に応じて、豪 州の所得税法上、その全部又は一部が課税免 除の対象となることとされていた⁽⁴⁾。2009 年 には、本規定を原則として廃止する措置が講 じられ、その結果、豪州の居住者の国外での 雇用所得も豪州で課税され、国外で支払った 所得税は外国税額控除されることとなったた め、殆ど全ての一時的な国外滞在者は税負担 増を余儀なくされることとなるが、豪州が認 めた国際支援プログラムや国防に従事する一 時的滞在者の国外での雇用所得については、 引き続き、豪州での課税免除の取扱いが適用

される^(b)。 上記のような例も見受けられるが、本セミ ナーでは一時的滞在者を受け入れる国が提供 する税務上の特別措置に目が向けられ、かか

る特別措置が、①一定の条件の下、一時的滞 在者の一定の所得(国外源泉所得や国内源泉 所得の一部等)を課税対象から除外している ケース(オーストラリア、スウェーデン等)、 ②低い税率の適用を認めているケース(スペ イン等)、③一定の費用(住居費、引越費用、 教育関係費用等)の控除を認めているケース (スイス等)などに区分された。カナダの「移 住者信託」(Immigrant trust)課税制度も、 上記①のケースに該当する特別措置の一例で あり、本制度の下では、カナダに移住する者 が信託に有する一定金額以上の国外投資所 得・資産等が、一定の条件の下、一定の期間 に限り、カナダでの全世界所得課税の対象外

一時的滞在者を対象とする特別措置の中に は、高い技能を有する者を獲得することを主 な目的としているものもあり、実際、嘗てな いほど多くの高い技能を有する専門家が、国 外へ移住するという動きを示すようになって きているが⁽⁷⁾、税務上手当てされた特別措置 の中にも、かかる動きをかなり促進する効果 を上げているケースが認められる。例えば、 スペインでも、2004年、高い技能を有する者 を一時的滞在者として国内に招き入れること を目的とした税務上の特別措置が手当てされ ている。本件措置の適用対象となる一時的滞 在者の場合、全世界所得課税の下で最高 43% の税率が適用されることとなるスペインの居

とされている(6)。

住者の場合と異なり、スペインでの国内源泉 所得のみが課税対象となり、しかも、適用さ れるのが 24%の均一税率という優遇的な取 扱いを受けることができるが、既に 150 人を 超えるサッカー選手を含む 1500 人以上の者 が、かかる取扱いを付与する本件措置の適用 を受けていると言われている⁽⁸⁾。

上記のように、高い技能を有する者を獲得 するための特別措置がかなりの効果を上げて いる例もあるが、これらの特別措置を講じる ことについては、その得失や是非を巡って替 否両論がある。例えば、このような特別措置 については、通常、その対象となる一時的滞 在者の特殊性・補完性などを強調して正当化 できるとの見方をする向きもあるが(9)、かか る措置の目的と効果の乖離、公平性の問題及 び国内の労働市場への悪影響等を問題視する 向きもある(10)。高い技能を有する者を獲得す るための特別措置も様々であり、その是非を 一概に判断することは困難であるが、確かに、 これらの税務上の特別措置の中には、各国の 税制上の取扱いが異なっていることや、特別 措置が必ずしも意図していないような形で利 用されることなどに起因して、その目的と効 果において相当程度の乖離が生じているケー スもあると考えられる(11)。

2 欧州における一時的滞在者に対する特別 措置の位置づけ

一時的滞在者に対する税務上の特別措置に ついては、WTO の「補助金及び相殺措置に 関する協定」(Agreement on Subsidies and Countervailing Measures, ASCM)の第2部 3 条が禁じている補助金に該当するのではな いかとの問題があるが⁽¹²⁾、これらの特別措置 が EU 加盟国で手当てされている場合には、 EC 条約等との関係も問題となり得る。すな わち、かかる特別措置は、無差別取扱いを定 める EC 条約上の条項(12 条等)との関係に ついても検討をすべき余地があるが、とりわ け、「本条約に定めている場合を除き、加盟国 が付与する補助や国の富が、如何なる形態で あれ、一定の物品の製造や活動を助けること によって競争を歪める又は歪める虞がある場 合には、それが加盟国間の商取引に影響する 限りにおいて、共通の市場と両立しない」と 定める EC 条約 87 条 1 項に抵触し⁽¹³⁾、「国家 補助」(State Aid)に該当するのではないか との疑問が生じる。

確かに、2001年5月23日に欧州委員会が 理事会、議会及び経済社会評議会に示した報 告 書 (Communication from the Commission to the Council, the European Parliament and the Economic and Social Committee, COM(2001)260 final)0 3.2.3 では、高い技能を有する者を引き寄せること を目的としている税務上の特別措置は、国家 補助に該当しないと結論づけられてはいるが、 本報告書でも、多くの加盟国が、このような 特別措置は、本来、経済財政閣僚理事会 (Council of Economics and Finance Ministers)が 1997 年 12 月 1 日に採用した 「事業課税に係る行動規範」(Code of Conduct for Business Taxation.Official Journal C 002, 06/01/1998 P.0001-0006)で 問題視すべきものであると主張しているほか、 有害なものとなる可能性があるとの認識の下、 低い技能の労働者の税負担を軽減するという 欧州委員会の政策に合致しないとの見解が示 されているのも事実である(14)。

一時的滞在者に対する税務上の特別措置が
EC条約87条1項に抵触するのではないかと
いう疑問は、2001年11月8日に欧州司法裁
判所が下した Adria-Wien Pipeline and
Wietersdorfer & Peggauer Zementwerke 事
件判決(Case C-143/99)(Rec.2001, p. I-8365)の趣旨を踏まえると更に強まる⁽¹⁵⁾。本
事件では、オーストリアのエネルギー税に係る特別措置("Law on the rebate of energy
taxes"と英訳されている。)が、商品の製造

を行う納税者に限定して適用され、パイプラ インの建設を行う本件の納税者には適用され なかったことから、かかる措置が国家補助に 該当し、旧 EC 条約 92 条(現行の 87 条)に 抵触するか否かが問題となり、欧州司法裁判 所は、「支援という概念は、補助金という概念 に比べ、より一般的であり、明確な利益だけ でなく、・・・それゆえに厳密な意味で補助金 ではないが、同様な性質・効果を有するもの も包含する」とした上で⁽¹⁶⁾、本件措置は国家 補助に該当すると判示している。

3 一時的滞在者に対する特別措置と条約特 典との関係

一時的滞在者に対する税務上の特別措置は、 一時的滞在者への租税条約上の特典の適用の 可否という問題も惹起するが、この問題につ いては、OECD モデル条約4条1項が、「本 条約の適用上、「一方の締約国の居住者」とは、 当該一方の締約国の法令上、住所、居所、事 業の管理の場所、その他これらに類する基準 により当該一方の締約国において課税を受け るべきものとされる者である・・・」と定め ていることから、基本的には、かかる基準等 に則って条約特典の適用の可否を判断するの が合理的なアプローチであると考えられる。 もっとも、このようなアプローチに依拠する 場合でも、「課税を受けるべきものとされる」 ("subject to tax")という文言の解釈が問 題となり得るが、かかる文言については、 1995 年に下されたカナダの有名な Crown Forest Industries Ltd.et al v. The Queen 事 件最高裁判決(95 DTC 5389)で示された解 釈が参考となるとの意見もある(17)。

上記の Crown Forest 事件では、バハマで 設立され、米国に唯一の事務所を有し、米国 で支配管理されている法人Aが、カナダ法人 Bから受け取る賃貸料に対し、米加租税条約 4 条が定める軽減された源泉税率が適用され るか否かが問題となった。当時、同条は、 OECD モデル条約4条に則り、「一方の締約 国の居住者とは、当該一方の締約国の法令の 下において、住所、居所、事業の管理の場所、 設立地又は同様なその他の基準・・・により、 当該一方の締約国で課税を受けるべき("be liable to tax")とされる者をいう」と定め ていたが、カナダの最高裁は、その全世界所 得が米国で課税の対象となっているわけでは ない法人Aについては、米国で「包括的な租 税義務」("as comprehensive a tax liability as is imposed")を負っていないことから、米 加租税条約上、居住者には該当しないと判示 して、1993年11月8日に下された控訴審判 決(164 N.R.222)を破棄している⁽¹⁸⁾。

確かに、その後も、カナダでは、2000年9 月 11 日に下された Neil Barry McFadyen v. Her Majesty the Queen 事件租税裁判所判決 (Doc. No.97-2037-IT-G)において、上記の Crown Forest 事件最高裁判決の解釈・見解を 踏襲する判断が下されている。本事件では、 関係する課税年度において、カナダと日本で 生活をし、双方の国において資産・所得を有 していた納税者 C(日本で勤務する外交官の 配偶者)が、日加租税条約4条との関係上、 日本の居住者に該当するか否かが問題となり、 上記の Crown Forest 事件最高裁判決の場合 と同様に、納税者 C が、日本において「包括 的な租税義務」を負っているか否かが争点と なった。本事件判決において、租税裁判所は、 納税者Cが、非永住者の課税について送金主 義を採用している日本の所得税法の下、日本 で「包括的な租税義務」を負っていたことを 示す必要があるが、税務当局から発行された 居住証明書は、納税者Cが「包括的な租税義 務」を負っていたことを立証するものとして は不十分であると判示している(19)。

Ⅳ セミナーⅠのテーマ(「底辺への競争—可 動性の高い活動への課税」)の論点等⁽²⁰⁾

1 租税競争と OECD のスタンス

可動性の高い事業活動を行っている代表的 な業態としては、運送業や金融業などが挙げ られるが、近年では、これらの業態に限らず、 多くの製造業やサービス業なども、国際的な 事業展開を活発化させるという動きを見せる ようになってきている。個人レベルでも、ス ポーツマンや芸能人に限らず、多くの職業に 属する人々が、様々な国々において、従来以 上に多額の所得を稼得しているが、最近では、 国際的な投資ファンド等が運用する資産額も 顕著に増加しているという事実も認められる。 これらの納税者や事業体は、利益・コストの 多寡や金融機関の情報秘匿レベルなどに敏感 に反応して、その活動先や資産の運用先等を 決定することから、これらの活動や資産を自 国に引き寄せる上で有利となる税務上の措置 を講じる国も少なくなく、底辺への競争が少 なからず繰り広げられているというのが実状 である。

様々な形で行われている租税競争の全てが 問題視されるべきであるというわけではない であろうが、有害な租税競争を阻止する必要 があるという見方は強い。OECD 租税委員会 でも、有害な租税競争の弊害等について議論 がされ、税収、公平性及び中立性などの観点 から問題があるとの認識の下⁽²¹⁾、1998年の 報告書(Harmful Tax Competition: An Emerging Global Issue)では、タックス・ヘ イブンに該当するか否かに係る判断基準が示 されたほか(22)、①金融・サービス等の活動か ら生じる所得に対して無税又は低税率で課税 していること、②税の優遇措置の対象が国外 からの進出企業に限定され、国内市場での取 引から遮断(ring-fencing)されていること、 ③税の優遇措置の運用について透明性が欠如 していること、④有効な情報交換が欠如して

いることのいずれに当てはまる場合には、有 害税制を有していると判断されるとの基準が 示されている。

また、上記報告書は、加盟国に対するガイ ドラインとして、①国内法上は、タックス・ ヘイブンに対抗するための措置(とりわけ、 CFC ルール、外国投資ファンドに対する課税 ルール等)の採用・強化や資本参加免除制度 の適用の制限などを行うこと(23)、②租税条約 上は、タックス・ヘイブン等の有害税制に関す る情報交換の強化などを行うこと、③有害税 制を有する国については、有害税制リストの 作成・既存の有害税制の縮小・廃止を行うこと などを勧告している。さらに、2000年には、 フォローアップ・レポート(Harmful Tax Competition: Progress in Identifying and Eliminating Harmful Tax Practices)が公表 され、本レポートでは、21 カ国の 47 の措置 が「潜在的に有害なレジーム」("potentially abusive regime") としてリスト・アップされ、 また、35 の国・地域がタックス・ヘイブンに 該当するとの見解が示されている(24)。

上記の一連の報告書で示された見解・方針 を受けて、多くの OECD 加盟国が、本報告 書で問題視されている税制のチェック・見直 しなどを行うという動きを示す中、2006年に 公表された報告書(The OECD's Project on Harmful Tax Practices: 2006 Update on Progress in Member Countries)では、上記 の2000年のフォローアップ・レポートで「潜 在的に有害なレジーム」に該当するとしてリ スト・アップされた 47 の措置の内、13 の措置 については「潜在的に有害なレジーム」に該 当しないことが判明したほか、18の措置につ いては、その廃止が行われ、また、14の措置 については、「潜在的に有害なレジーム」 に該 当しないように改正がされたとの発表がされ ている。

上記のような動き・進展が認められたもの の、タックス・ヘイブンとの戦いにおいては、 OECD は必ずしも十分な優位を確保するこ とができず、その目標も、凡そ税情報交換の 実現に絞ることを余儀なくされたという経緯 がある(25)。しかし、それでも、情報交換規定 の整備という点では、ここ数年間に大きな進 展があった。2009 年の OECD 報告書(Tax Cooperation 2009: Towards a Level Playing Field)でも述べられている通り、オーストリ ア、ベルギー、ルクセンブルグ及びスイスが、 OECD モデル条約 26 条が定める情報交換規 定に対する反対を撤回し、また、アンドラ公 国、リヒテンシュタイン公国及びモナコ公国 が「非協力的なタックス・ヘイブン」から外れ たことにより、全ての国・地域が透明性の確 保と実効性のある情報交換を行うことに合意 するに至っている。グリア(Angel Gurría)OECD 事務総長も、「これらの進展 があったことにより、もはや、銀行秘密や情 報交換に関する障壁を濫用することによる所 得や資産の隠匿はできなくなったことを意味 する」と述べている(26)。

2 EUにおける動き

有害な租税競争を牽制・排除するという動 きは、近年、特に EU で顕著であり、とりわ け、1997 年、欧州理事会が「EU における有 害な租税競争に対抗するためのパッケージ」 を採択している点が注目される⁽²⁷⁾。本パッケ ージは、①「(法人課税のための)行動規範」 (Resolution of the Council and the

Representatives of the Governments of the Member States, Meeting with the Council of 1 December 1997 on a code of conduct for business taxation", OJ, C2, 6/1/1998), ②

「貯蓄・利子課税指令」(Directive to ensure a minimum of effective taxation of interest income from cross-border investment of savings that is paid to individuals within EU)、③「利子・ロイヤルティ指令」(Directive to eliminate withholding taxes on payments of interest and royalties made between associated companies of different Member States)から構成されるものである。

上記①の「行動規範」では、加盟国の税務 上の措置の中には、有害な優遇税制に該当す る可能性があるものが少なからず存在してい るほか⁽²⁸⁾、(a)国家機関が企業や商品に対して 選択的に付与するものであり、なおかつ、(b) 競争を歪めて加盟国間の通商にも影響を与え るものであるとの要件に該当する措置につい ては、国家補助を禁じる EC 条約 87 条 1 項 に抵触する疑いがあるとの見解が示されてい る。かかる見解を踏まえて、欧州委員会は、

1998年、直接税に係る国家補助禁止規定の適 用に関する告示を発した上で⁽²⁹⁾、2001年か ら2003年にかけて、EC条約87条との抵触 が疑われる15の税務上の措置について調査 を行ったという経緯がある。欧州委員会は、 本調査に基づいて、ベルギーのコーディネー ション・センター、オランダの国際金融活動 及びアイルランドの国外所得スキーム等が EC条約87条に抵触するとの決定を下してい る⁽³⁰⁾。

上記②の「貯蓄・利子課税指令」では、加 盟国Aの居住者である個人が加盟国Bの金融 機関等に有する貯金などに起因して利子所得 を得る場合、金融機関等は、加盟国 B の選択 に従い、①当該利子所得に係る情報を加盟国 Aに提供する方式か、②当該利子所得に対し て源泉税を徴収する方式を採用することが求 められる(「共存方式」、"coexistence model" と称される)。本指令は、2005年に発効した ①方式を原則とする「貯蓄税指令」(Savings Tax Directive, 2003/48/EC)の基礎を成すも のである(31)。上記③の「利子・ロイヤルティ 指令」は、国境を跨いで支払われるグループ 企業間の利子とロイヤルティに対する源泉税 の適用を排除するという方向性を有するもの であることから、これらの所得に対する加盟 国間の源泉税負担の差異を無くす方向に作用

し、これらの所得に対する源泉地国の優遇措 置の意義を低下させる機能をも果たすことと なる。

3 米国における動き

高い法人税率を維持している米国では、多 国籍企業の国際的競争力を高めるための税制 改革が必要であるとの考えの下、大統領諮問 委員会報告書(2005年)や合同租税委員会報 告書(2005年)等では、領土主義課税方式へ の移行案などが提唱されているが、自国の課 税権を確保することが特に肝要であるとの考 えの下、課税ベースの侵食や底辺への競争に 繋がるような措置については、その改廃を行 うべきであるとの主張も見受けられる。この ような主張は、例えば、ランゲル(Charles B. Rangel)下院歳入委員会議長の「2007 年減税 及び改革法 | 案やレビン(Carl Levin) 議員や コールマン(Norm Coleman) 議員等が上院 に提出した「タックス・ヘイブン乱用防止法」 案などに表れているが、オバマ大統領も、低 税率国への雇用・所得が移転しているという 最近の傾向を特に問題視し、このような国外 への所得等の移転を牽制・阻止するための対 抗措置を講じることを優先するとのスタンス を示している。

確かに、近年、米国では、低税率国への所 得移転が深刻化している。米国の移転価格税 制である内国歳入法§482については、納税 者に重い立証責任を負わせ、また、所得相応 性基準をも採用したものであり、その調整機 能の大きさは一連の裁判例からも確認できる が、費用分担契約では、実績値ではなく予想 値に基づいて費用分担割合が決定されるため、 低税率国の子会社で開発された無形資産が将 来的に大きな利益をもたらす結果となっても、 かかる結果を踏まえた後知恵によって利益の 多くを開発の基盤となる無形資産を提供した 米国の親会社に帰属させるよう調整すること には、一定の限界があると考えられることか ら⁽³²⁾、リング教授も指摘しているように、費 用分担契約は難しい問題を惹起することとな るが^{(33)、}この問題に対処するために、2008年 財務省臨時規則§1.482-7Tでは、投資家モデ ルに立脚して利益の帰属を行うという強硬な アプローチが採用されている⁽³⁴⁾。

オバマ大統領が 2010 年予算案で示してい る対抗措置も、国外への所得移転や国際的な 脱税・租税回避等を阻止することを狙ったも のが多い。例えば、税収面で特に大きな効果 が期待されているチェック・ザ・ボックス制度 の改正案では、米国法人が、低税率国である A 国に設立した米国の税法上課税対象となら ない「無視される外国事業体」(foreign disregarded entity)a から、高い税負担を課 するB国に設立したbに対して貸付けを行わ せることによって、事業体bの税負担を軽減 させるとともに、外国事業体 a が得た利子が 米国のタックス・ヘイブン対策税制であるサ ブパートF条項の適用対象外となっているな どの現状が認められることを問題視し、外国 事業体が税務上「無視される外国事業体」と して取り扱われるための要件を厳格化するこ とによって、低税率国への所得移転を防止す ることが意図されている(35)。

オバマ大統領案には、上記の改正案のほか にも、①米国の多国籍企業の国外での活動に 係る費用の米国での控除とかかる活動による 利益に対する米国での課税のタイミングの違 い(課税繰延ベルール)を利用することに制 限を加える案、②現行の移転価格税制上の取 扱いが必ずしも明確に定められていない法人 の営業権(goodwill)や継続価値(going concern value)等を過少評価して国外への所 得移転が行われることを防止するために、こ れらの資産を無形資産の定義に含めるととも に、最良の利用状況の下での最高価値で無形 資産を評価することを原則とすることを明確 化する案、④米国源泉の投資所得を得る国外 居住者の利便性等に配意した QI(Qualified Intermediary)制度を濫用して米国での税負 担を回避することを防止するため、制度適用 に係る基準の厳格化・源泉税の適用対象の拡 大を行う案などが組み込まれている⁽³⁶⁾。

- (1) 本総会の各議題・セミナーの発表者及び発表内容の概要を忠実かつ簡潔に纏めた報告については、「IFAの第63回バンクーバー年次総会(討議の概要)」租税研究第723号(平成22年)186~203頁参照。
- ⁽²⁾ 本テーマを担当した司会者は、Frederic Zimmer 教授(ノルウェー)であり、パネリスト は、Alexandre Faltin 氏(スイス)、Ricardo Gomez-Barreda 氏 (スペイン)、Wilhelm Haarmann(ドイツ)、増井良啓教授(日本)であ る。本稿で示した本テーマに係る各国の制度等の ポイントの説明は、基本的には、其々の国のパネ リストによって行われた。
- (3) 非居住者の場合には、所得税法 164 条 1 項に 掲げる国内源泉所得は総合課税、同条 2 項に掲げ る国内源泉所得は分離課税となるため、国内源泉 所得額が少ない場合には、分離課税の下での税率 の方が高くなり、同額の所得を得る居住者よりも、 我が国での税負担が高くなるケースが生じ得る。
- (4) 但し、§23AG(4)の下、課税免除となる国外所 得額は、納税者のその他の所得に対する豪州の所 得税率を決定する上で考慮に入れられる。本セミ ナーで豪州の所得税法§23AGへの言及がされた わけではないが、本セミナーのテーマとの関係上、 本規定も興味深いものとなっている。本規定に基 づく取扱いの詳細については、Taxation Ruling No. IT 2441(http://www.law.ato.gov.au/atolaw/ view.htm?locid='ITR/IT2441/NAT/ATO [平成 21 年9月24日])参照。
- (5) 財務省は、本規定の改正によって、2万人ほどの個人の国外所得が免除対象外となり、平均して 1万1千豪ドルの税負担増が生じると見積もっている。この点については、<u>http://www.aph.gov.au/</u> Senate/committee/economics_ctte/tlab_budget_ measures_09/submissions/sub21.pdf [平成21年 9月24日])参照。
- (6) 「移住者信託」課税制度も、当初は、高い技能 を有する者に該当するような多国籍企業の経営 者等に適用することが意図されていた。本制度の

詳細については、Temporary Transfers to Canada –Plan to Exclude Investment Income from Taxation(<u>http://www.serbinski.</u> com/Amincanada/Immigration_Trusts/body_im <u>migration_trusts.html</u>[平成21年9月9日])、 Gena Katz, Immigrant Trusts(<u>http://www. advisor.ca/images/other/.../as_1004b_immigrati</u> <u>ontrusts.pdf</u>[平成21年9月9日])参照。

- (7) この点の詳細については、OECD の調査結果 を示した Policy Brief: International Mobility of the Highly Skilled (<u>http://www.oecd.org/</u> <u>dataoecd/9/20/1950028.pdf</u>[平成21年9月9日]) 参照。
- (8)本件措置の適用を受けた有名な英国のサッカ 一選手に因んで、本件措置は、「ベッカム法(レジ ーム)("Beckham Law(Regime)")とも称されて いるが、2010年1月には、大幅に変更されるよ うである。この点の詳細については、Sonia Velasco and Monica Garcia Perrote, Government Considering Cap on 'Beckham Law', Tax Notes International, Vol.56, No.8(2009)pp.574-575参照。
- (9) 増井良啓教授は、一時的滞在者と居住者には顕 著な相違点(コミュニケーション能力等の差異) があること、社会的福利の増進が期待できること、 労働市場への影響が一時的であることなどの点 を強調している。
- (10)ハーマン教授が、これらの点を問題視している。
- ⁽¹¹⁾本セミナーでは、関係国におけるストック・オ プションの課税のタイミングの違いや年金に対 する税負担の顕著な差異などが存在していれば、 一部の特別措置はタックス・プラニングの格好の 対象となるとの指摘がされたが、カナダの「移住 者信託」課税制度の場合も、制度の適用を数年受 けた後にカナダに移住しないこととする者など によって不当に利用されているとの問題がある。 この問題を指摘しているものとして、*supra* "Temporary Transfers to Canada - Plan to Exclude Investment Income from Taxation"参 照。
- (12) ASCM 第2部3条では、禁止の対象となる補助金は、農業に関する協定に定める場合を除くほか、法令上または事実上、輸出が行われることに基づいて交付されるものや、輸入物品よりも、国産物品を優先して使用することに基づいて交付

- されるものであるとされており、パネリストは、 一時的滞在者に対する特別措置は商取引に直接 かつ大きな関係を有するものではないことから、 ASCM 違反ではないという見方をしているよう である。
- ⁽¹³⁾ EC 条約 87 条の原文は、"Save as otherwise provided in this Treaty, any aid granted by a Member State or through State resources in any form whatsoever which distorts or threatens to distort competition by favoring certain undertakings or the production of certain goods shall, insofar as it affects trade between Member States, be incompatible with the common market."である。
- ⁽¹⁴⁾本報告書は、eur-lex.europa.eu/LexUriServ /LexUriServ.do?uri=COM:2001:0260:FIN:EN:P DF([平成21年9月10日])から入手可能である。
 ⁽¹⁵⁾これらの点などを踏まえた上で、ハーマン教授 は、一時的滞在者に対する税務上の特別措置は、 EC条約 87条が定める国家補助に該当すると解 すべきであると主張している。
- (16) 本判決の当該部分(パラ 38)の原文は、"The concept of aid is more general than that of a subsidy. It embraces not only positive benefits, but also measures which,…without therefore being subsidies in the strict meaning of the word, are similar in character and have the same effect."である。
- (17) かかる意見を示したのが増井教授である。
- (18)「課税を受けるべきとされる」という文言の解 釈を巡る議論や Crown Forest 事件最高裁判決の ポイント等については、松田直樹「二重非課税を 巡る問題(中)」国際税務 Vol.24, No.12(平成 16 年)68~75 頁参照。
- (19)本事件判決の控訴審である連邦控訴裁判所判決(2002 FCA 496)も、租税裁判所の判断に大きな誤りはなく、納税者 C は、日加租税条約 4 条との関係上、カナダの居住者であり、日本の居住者ではないと判示している。
- ⁽²⁰⁾本セミナーの司会者は、Steve Suarez 氏(カ ナダ)、パネリストは、Jean-Emmanuel Duliere(欧州委員会)、Andrea Paroli 氏(イタ リア)、Casey M.V. Plunket(ニュージーランド)、 Lucie Vorlickova (チェコ)、Diane Ring 教授(米 国)である。本テーマに関する本稿の内容は、本

セミナーで言及されている資料(OECD報告書等)のポイントを再確認することによって本テーマの論点を示すことを試みた部分を多く含む。

- (21)本報告書は、有害な租税競争は、他国の課税ベースの侵食、可動性の低い課税ベース(勤労所得や消費等)に対する相対的重課、資本移転・経済活動の歪曲などの問題を惹起すると指摘しているが、本セミナーのパネリストは、少なくともEU諸国における法人税率の引下げ傾向は、法人税収の対GDP比で見ると必ずしも低下していないことを示すデータがあることに鑑み、税収を犠牲にして底辺への競争が行われているわけではないが、利益の移転がかなり行われているとの判断をしている。
- (22)本基準の下では、金融・サービス等の活動から 生じる所得に対して無税又は名目的な課税しか 行っていないのに加え、(a)税の優遇措置の運用に おける透明性が欠如していること、(b)有効な情報 交換が欠如していること、(c)実質的経済活動が存 在していないことのいずれかに当てはまる場合 には、タックス・ヘイブンに該当することとなる。
- (23) 過少資本税制や源泉税の賦課なども効果的な 対抗措置となり得る可能性を秘めているほか、タ ックス・ヘイブンや有害な租税競争に該当する税 制が関係している場合の移転価格税制や居住地 ルールのあり方なども再検討する余地があると の指針も示されている。
- (24) タックス・ヘイブンの中でも、有害な措置を撤 廃する約束をしない場合、「非協力的なタックス・ ヘイブン」としてリスト・アップされているが、 2001年に公表された OECD の進捗状況に関する レポートでは、非協力的なタックス・ヘイブンで あるか否かの判断は、「透明性の欠如」と「有効 な情報交換の欠如」の二つの基準に則って判断す るとの方針が示されている。
- ⁽²⁵⁾ かかる経緯や OECD とタックス・ヘイブンとの議論のこれまでの趨勢などについては、J.C.
 Sharman, Havens in a Storm, Cornell University Press(2006)及び本書に対する意見(増井良啓「Havens in a storm を読むー「有害な税の競争」をめぐる言説の競争」租税研究第720号(平成21年)264~277頁)参照。
- (26) この点については、David D.Stewart, OECD Report Highlights Progress on Information Exchange, Tax Notes International, Vol.55,

No.10(2009)pp.808-809参照。

- ⁽²⁷⁾ 正式なタイトルは、"Communication from the Commission to the Council and the European Parliament — A package to tackle harmful tax competition in the European Union", COM (97)564 final である。
- (28) 1998 年に設立された行為規範検討部会
 (Primarolo group)は、66の優遇措置が有害であるとの判断を下している。
- ⁽²⁹⁾本告示は、"Commission Notice on the Application of the State Aid Rules to Measures relating to Direct Business Taxation"(98/C 384/03)のことである。
- (30) 実際に調査対象となった加盟国の税務上の優遇措置については、国家補助禁止規定と有害な租税競争(EU)(<u>http://www.jetro.go.jp/world/europe/eu/reports/05000458</u>[平成21年9月18日])参照。2003年にEC条約87条に抵触すると決定された措置の概要については、Final Negative State Aid Decisions on Special Tax Schemes in Belgium, the Netherlands and Ireland(<u>http://europa.eu/rapid/pressReleasesAction.do?/reference=IP/03/242</u>[平成21年9月18日])参照。
- ⁽³¹⁾「貯蓄税指令」のポイント・意義については、
 拙書『租税回避行為の解明』ぎょうせい(平成 21
 年)327 頁参照。
- (32) OECD 移転価格ガイドラインのパラ 6.32 も、 「… 税務当局は、例えば、後知恵を使用するこ となく、合理的に予測できる全ての状況を勘案した上で、関連する企業が適切な予想をしたのかを 調査することができる」と定めている。本セミナ ーでは、カナダの税務当局も、費用分担契約を利 用した所得の国外移転に頭を悩ませているとの コメントがあった。
- (33) この点の詳細については、松田直樹「外国子会 社配当益金不算入制度創設の含意-移転価格と 租税回避への影響に関する考察を中心として」税 務大学校論業63号(平成21年)92~104頁参照。
 (34) これらの点の詳細については、松田・前掲「外 国子会社配当益金不算入制度創設の含意」99~ 102 頁参照。
- ⁽³⁵⁾ 2010年2月、オバマ大統領は、本改正案に代り、別の改正案を提案している。詳細については、
 Kristen A. Parillo and David D. Stewart,

Obama's Budget Drops Check-the-Box Repeal, Tax Notes International, Vol.57, No.6 (2002) pp.488-490 参照。

(36) オバマ大統領案の詳細については、グリーンブ ックと称される財務省の説明文書(General Explanations of the Administration's Fiscal Year 2010 Revenue Proposals)(<u>http://www.</u> <u>ustreas.gov/offices/tax-policy/library/grnbk09.p</u> <u>df</u>[平成21年9月24日])参照。